

大阪城公園周辺地域都市再生緊急整備協議会規約

（設置）

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定に基づき、大阪城公園周辺地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

（目的）

第二条 協議会は、大阪城公園周辺地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の十五第一項に規定する都市再生安全確保計画の作成及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第三条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 大阪府知事
- 三 大阪市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、前三号に掲げる者が協議して加えることとした法第十九条第二項に規定する独立行政法人の長等

（協議会の会長）

第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

（会議の構成）

第五条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

（会議の議長）

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

- 2 議長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

（会議の招集）

第七条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、会議への出席等必要な協力

を依頼することができる。

- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第八条 議長は、会議の議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公表する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の会議に出席する構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第十一条 法第十九条第十一項の規定に基づき、会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議及び調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、次の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
 - 二 大阪府知事
 - 三 大阪市長
 - 四 第三条第四号の規定に基づき、加えることとした独立行政法人の長等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、前三号に掲げる者が協議して加えることとした者
 - 五 前号に掲げる者のほか、当該区域又は事項に関連のある者として、第一号から第三号までに掲げる者が協議して加えることとした者

- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集し、その議事は、部会の決するところによる。
- 7 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 8 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 9 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
- 10 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。
- 11 部会に出席できない部会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の部会に出席する構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。
- 12 部会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、部会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 13 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。
- 14 議長は、部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

(幹事会)

- 第十三条 会議又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に定めるところにより、会議又は部会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織及び運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

- 第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て、内閣府において処理する。
- 2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。
 - 3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

- 第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。
- 2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 2 月 28 日から施行する。